

## みんなで支える森林づくり上小地域会議開催要綱

### (開催目的)

第1 県民等の意識の醸成を図りながら、森林の持つ多面的な機能を持続的に発揮させるための森林づくりを進めるとともに、森林資源の利用及び活用による継続的な森林づくりを推進するため、上小地域における長野県森林づくり県民税を財源とした施策等について、地域住民の代表等から意見をいただくことを目的として、みんなで支える森林づくり上小地域会議（以下「地域会議」という。）を開催する。

なお、地域会議は、地方自治法第138条の4第3項の規定により、法律又は条例に基づき設置された附属機関ではないものとする。

### (会議事項)

第2 上田地域振興局は、上小地域における長野県森林づくり県民税を財源とした施策のあり方や毎年度の事業内容及び目標、事業実施後の成果の検証及び評価等について、地域会議において意見を聴く。

### (委 員)

第3 地域会議は、上田地域振興局長が委嘱する委員をもって構成する。

2 委員の任期は、委嘱の日から3年以内とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

### (組 織)

第4 地域会議に、座長及び座長代理をそれぞれ1名置く。

2 座長は、委員の互選によって決定し、地域会議の進行を担当する。

3 座長代理は、委員のうちから座長の指名によって決定し、座長を補佐し、座長に事故あるときまたは不在のときは、その職務を代理する。

### (そ の 他)

第5 この要綱に定めるもののほか、地域会議の開催に関し必要な事項は別に定める。

### 付 則

- 1 この要綱は、平成20年5月22日から施行する。
- 2 この要綱は、平成25年5月14日から施行する。
- 3 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 4 この要綱は、平成30年8月30日から施行する。
- 5 この要綱は、令和元年6月17日から施行する。